なお、契約保証金の金額、保証金額又は保険金額は、本施設の施設更新費（道路照明施設設計費、事前調査費、ＬＥＤ道路照明灯具等の選定・調達費、ＬＥＤ道路照明灯具への更新費、撤去した既存照明灯具の収集運搬・処分費、道路照明台帳更新費及び工事監理費）と施設維持修繕費（巡回費、道路照明台帳更新・管理費）に相当する合計額の10分の１以上とする。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、第一次審査提出書類又は第二次審査提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法　3⑴に定めるところに従い、総合評価値の最も高い者を落札者とする。

⑸　手続における交渉の有無　無。

⑹　契約書作成の要否　要。

⑺　本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無。

⑻　第二次審査提出書類のヒアリングを行う。

⑼　関連情報を入手するための照会窓口　4⑴に同じ。

⑽　一般競争参加資格の認定を受けていない者を本事業に係る業務に携わる者とする場合の参加　2⑶①、⑷①、⑸①、⑹①に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑾　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity: KANOU Tamio, Director-General of Hakodate Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41, 42

⑶　Subject matter of the contract : PFI-based design, construction and maintenance of the Development of Road Lighting Facilities under the Jurisdiction of Hakodate Development and Construction Department (O+BTO scheme)

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 p.m. 22 October 2026

⑸　Time-limit for the submission of tenders : 12 : 00 p.m. 2 December 2026

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Business Division, Hakodate Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. 1―27, Okawa-cho, Hakodate, Hokkaido 040―8501, Japan TEL 0138―42―7532

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年９月17日

支出負担行為担当官

北海道開発局小樽開発建設部長　山本　清二

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

○開発小樽第６号

1　事業概要

⑴　品目分類番号　41、42

⑵　事業名　小樽開発建設部管内道路照明施設整備等ＰＦＩ事業

⑶　事業の対象となる公共施設等の種類　道路附属物（道路照明）

⑷　事業場所　一般国道５号、一般国道229号、一般国道276号、一般国道337号、一般国道393号

⑸　事業内容　本事業は、国土交通省北海道開発局小樽開発建設部管内（以下「事業対象区域」という。）における国道道路照明（以下「本施設」という。）のうち、未ＬＥＤ道路照明の新設ＬＥＤ道路照明への更新並びに本施設の維持修繕を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「ＰＦＩ法」という。）第７条に基づき特定事業として選定された事業として、実施するものである。

事業者は、事業対象区域において、事業契約締結後直ちに既設ＬＥＤ道路照明の施設維持修繕業務を行う（O方式）とともに、事業期間中に未ＬＥＤ道路照明を新設ＬＥＤ道路照明に更新する工事を行い、整備完了後に当該新設ＬＥＤ道路照明の所有権を国に移転する。その後、事業者は、事業期間が満了するまで、本施設の施設維持修繕業務を行う（ＢＴＯ方式）こととする。

特定事業として事業者が実施する業務は、以下のとおりである。

①　設計業務
　ア　道路照明施設設計業務
②　施設更新業務
　ア　事前調査業務
　イ　ＬＥＤ道路照明灯具等の選定・調達業務
　ウ　ＬＥＤ道路照明灯具への更新業務
　エ　撤去した既存照明灯具の収集運搬・処分業務
　オ　道路照明台帳更新業務
　カ　電気需給契約に関する資料の作成業務
　キ　所有権移転業務
③　工事監理業務
　ア　工事監理業務
④　施設維持修繕業務
　ア　巡回業務
　イ　道路照明施設維持修繕業務
　ウ　道路照明台帳更新・管理業務

⑹　事業期間　事業契約締結日から令和23年３月31日まで。

2　競争参加資格

⑴　応募者の構成

①　応募者は、1⑸に掲げる業務を実施することを予定する単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。

②　応募グループの場合は、構成される企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。

なお、応募企業の場合は、応募企業を構成員とし、代表企業を兼ねるものとする（以下、代表企業には応募企業を含む。）。

③　応募企業又は応募グループは、契約締結までに本事業を行うことを目的とする特別目的会社として、会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社（以下「ＳＰＣ」という。）を設立することを基本とする。

なお、応募企業又は応募グループの全ての構成員が一定の要件を満たす場合はこの限りではない。一定の要件とは、次のアからウまでの要件を全て満たす場合をいう。

ア　会計決算報告において、直近３期が債務超過でないこと。

イ　会計決算報告において、経常収支が３期連続で赤字でないこと。

ウ　３期以上の決算を迎えていること。

④　上記③のＳＰＣの設立において、構成員はＳＰＣに出資することを基本とする。

また、ＳＰＣへの出資については、次のアからウまでの要件を満たすこと。

ア　構成員は、ＳＰＣの株主総会における全議決権の２分の１を超える議決権を保有すること。

イ　代表企業の議決権保有割合が株主中唯一最大となること。

ウ　ＳＰＣの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有することとし、あらかじめ小樽開発建設部の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

⑤　ＳＰＣを設立する場合は、構成員のうちＳＰＣに出資せず、事業者より業務を受託し又は請負うことを予定する者（以下「協力企業」という。）についても、第一次審査提出書類の提出時に協力企業として明記すること。

⑥　応募にあたり、構成員それぞれが、1⑸に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。

なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。ただし、応募グループの場合は、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関係のある者が工事監理業務と施設更新業務を実施することはできない。応募企